



平成23年8月10日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ 一  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎  
(コード番号 7867 東証第1部)  
問い合わせ先 常務取締役連結管理本部長 三浦 俊樹  
T E L 03-5654-1548

当社海外子会社の役員等に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成23年8月10日の取締役会において、平成23年6月24日開催の当社株主総会の委任を受け、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### I.特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、平成23年3月11日付で、RC2 Corporation((以下、「RC2」といいます) (本年7月13日付でTOMY Holdings, Inc.に社名変更) )と、当社の間接の米国完全子会社による株式公開買付けおよびそれに続く現金を対価とする合併によりRC2を買収することにつき合意し、かかる合意に基づき、当社は、平成23年4月29日(米国ニューヨーク市時間)をもって、RC2を完全子会社化いたしました。また、当社およびRC2は、上記買収に関する合意と同時に、完全子会社化後の連結業績向上に対する貢献意欲や株主を重視した経営を一層推進すること等を目的として、RC2のCEO(最高経営責任者)であるカート・ストルティング氏、President(社長)であるピーター・ヘンセラー氏、COO(最高執行責任者)であるグレゴリー・キルレア氏、RC2(HK) LimitedのManaging Director(社長)であるヘレナ・ロー氏、RC2のCFO(最高財務責任者)であるピーター・ニコルソン氏、RC2のCMO(最高マーケティング責任者)であるジェイミー・キーファー氏の各氏に対し、RC2から支払われる現金報酬に加え、当社の株主総会および取締役会による承認を条件として、ストックオプションとしての当社の新株予約権を割り当てる内容とした雇用契約を締結しております(なお、新株予約権の行使により上記各氏が交付を受けることのできる株式数の合計は最大で当社普通株式625,000株になります)。上記のとおり、当社がRC2を完全子会社化したことに伴い、当社は、上記各氏に対し、かかる雇用契約に基づき、新株予約権を無償で発行したいと存じます。

##### II.新株予約権の発行要領

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| 1. 募集新株予約権の名称 | 株式会社タカラトミー第5回新株予約権 |
| 2. 募集新株予約権の総数 | 6,250個             |

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は 100 株とする。

ただし、下記 14.に定める募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.(2)①の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

#### 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいざれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記 5.に定める調整に服する。

#### 5. 行使価額の調整

(1) 割当日後、当社普通株式につき、次の①又は②の事由が生ずる場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

##### ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第 194 条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、調整後行使価額を適用する日(以下、「適用日」という。)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに募集新株予約権行使した(かかる募集新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- (3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整するが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案のうえ、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

6. 募集新株予約権行使することができる期間(下記7. の定めに従う)

平成 23 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

7. 募集新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。
- ① 平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができない。
- ② 平成 25 年 9 月 1 日から平成 27 年 8 月 31 日までは、割り当てられた新株予約権の 50% について権利行使することができる。
- ③ 平成 27 年 9 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて

て権利行使することができる。

(2)新株予約権の割当を受けた者は、その者と RC2 取締役の間で割当日時点において締結されている雇用契約上の期間(以下、「雇用期間」という。)が、(i)以下の①若しくは②の事由による解任・解雇、又は(ii)③若しくは④以外の事由に基づく辞任、以外の事由により終了した場合には、上記事由に基づく雇用期間の終了の時点から 12 ヶ月間(ただし、上記の行使期間内に限る。)は、かかる雇用期間の終了の時点で上記(1)に基づき権利行使が可能となっている新株予約権を行使することができる。この場合、かかる雇用期間の終了の時点で行使可能となっていない新株予約権は以後一切行使できないものとする。新株予約権の割当を受けた者が死亡したことにより、雇用期間が終了した場合には、かかる死亡後にその権利行使することができる者(米国法上の”designated beneficiary”又は”estate”をいう。)においても同様とする。なお、以下の①若しくは②の事由による解任・解雇、又は③若しくは④以外の事由に基づく辞任により、雇用期間が終了した場合には、その時点で行使されていない新株予約権は以後一切行使できないものとする。

①新株予約権の割当を受けた者が以下に定める競業禁止義務、勧誘禁止義務又は守秘義務に重要な点で違反した場合

(i)新株予約権の割当を受けた者は、雇用期間及びかかる期間終了後 2 年間(以下、「競業禁止期間」という。)は、直接的又は間接的に、個人として、又は従業員、本人、代理人、共同出資者、株主、所有者、受託者、受益者、共同事業参加者、代理店、コンサルタント、代表者として、若しくはその他の資格において、世界中のいかなる場所においても、当社若しくはその子会社又はこれらの承継人若しくは譲受人と競合する事業、活動又は企業に参加し、提携し、支援を提供し、又は従事してはならず、それらと財政上その他の関係を有してはならない。ただし、認可された金融商品取引所又は店頭取引市場において株式が取引されている会社の 1%未満の持分の所有は、かかる会社が当社の競業会社であったとしても、競業会社への財政的参加とはみなされないものとする。なお、本①において、新株予約権の割当を受けた者若しくはその関係者等(その者を支配する者、その者により支配される者、又はその者と共に第三者の共通の支配下にある者、及びその者がパートナーシップを形成している場合の他の共同出資者を意味する。以下同じ。)により又はそれらの者に代わり、権限を付与され又は指示された行為は、「間接的に」という語に含まれるものとする。

(ii)新株予約権の割当を受けた者は、競業禁止期間中、直接的又は間接的に、個人として、又は従業員、代理人、共同出資者、株主、所有者、受託者、受益者、共同事業参加者、代理店、コンサルタントとして、若しくはその他の資格において、以下の行為をしてはならない。

(a)当社又はその子会社の顧客又はライセンサーである者(以下、「本顧客」という。)に対して、当社若しくはその子会社又はこれらの承継人若しくは譲受人の事業と競合する事業に関して勧誘を行い、又は本顧客からかかる事業を引き受けること。なお、かかる行為には、雇用期間又は競業禁止期間中に、当社若しくはその子会社の本顧客であるか、又は平成 23 年 3 月 10 日から遡って 2 年間の間に本顧客であった者に対して、勧誘を行い、又はかかる者から事業を引き受けることも含まれる。

(b)当社又はその子会社と取引関係を有し又は平成 23 年 3 月 10 日までの 2 年間に取引関係を有していた、当社若しくはその子会社の本顧客、供給業者、若しくはその他の取引先に対し、新

株予約権の割当を受けた者が雇用期間又は競業禁止期間中に、当社又はその子会社との事業又は関係について撤回、縮減又は取消しを行うよう助言、要求、勧誘するか又は勧誘を試みること。

(c) 当社若しくはその関係者等の役員(オフィサーを含む。)若しくはその他シニアマネージャーを雇用すること、それらの者に当社若しくはその関係者等との関係を終了させ、若しくは当社若しくは関係者等との合意に違反するよう勧誘すること、又はかかる勧誘を試みること。ただし、それらの者が当社により既に解任又は解雇された者である場合はこの限りではない。

(iii) 新株予約権の割当を受けた者は、以下の義務に違反してはならない。

(a) 新株予約権の割当を受けた者は、雇用期間及びかかる期間終了後の全ての期間において、直接的又は間接的に、個人として、又は従業員、代理人、共同出資者、株主、所有者、受託者、受益者、共同事業参加者、代理店、コンサルタントとして、若しくはその他の資格を有するものとして、当社及びその関係者等の顧客、取引関係、顧客リスト、手続、運営、技術並びにその事業に関するその他の側面及び情報(以下、「本秘密情報」という。)を使用若しくは開示してはならず、又は本秘密情報を使用若しくは開示させてはならないものとする。ただし、かかる情報が新株予約権の割当を受けた者の作為又は不作為によらずに、一般的に公知となり又は入手可能となった場合はこの限りではない。

(b) 新株予約権の割当を受けた者は、雇用期間が終了した場合又は当社が要求した場合には、本秘密情報、本成果物(下記(c)にて定義される。)又は当社若しくは関係者等の事業に関連し、新株予約権の割当を受けた者の所有又は支配下にある、すべてのメモランダム、ノート、計画、記録、報告書、コンピュータテープ、印刷物、ソフトウェア並びにその他の書類及びデータ(それらの複製物を含む。)を当社に交付するものとする。

(c) 新株予約権の割当を受けた者は、あらゆる発明、新手法、改良、開発、手法、設計、分析、図面、報告書及びその他類似又は関連するすべての情報(特許を受けることができるか否かは問わない。)で、当社又はその関係者等の、現在行われている若しくは将来予定される事業研究及び開発又は既存若しくは将来の製品若しくはサービスに関連し、新株予約権の割当を受けた者が当社及びその関係者等に雇用されている間に考案、開発又は作成したもの(「本成果物」という。)が当社又はその関係者等に帰属することを承諾する。

②新株予約権の割当を受けた者が(i)重罪又は不道徳な行為を含む犯罪を犯した場合、(ii)当社若しくはその関係者等に重大な悪影響を及ぼす故意の違法行為に従事した場合、(iii)当社若しくはその関係者等に関して詐欺若しくは不正行為に従事したか若しくは当社の株主若しくは取締役に重大な不実表示を行った場合、又は(iv)自己の職務の遂行において、繰り返し重過失のある行為を行い、当社若しくはその関係者等に重大な悪影響を及ぼした場合

③新株予約権の割当を受けた者の職責が重要な部分において免除又は縮減された場合(ただし、平成23年4月21日以前の職責からの変更は、かかる職責の免除又は縮減には該当しないものとする。)

④新株予約権の割当を受けた者が主に従事する事業所が、平成23年3月11日時点において主に従事していた事業所から50マイルを超える距離にある場所に移転した場合(ただし、職務の遂行に必要な出張は、「主に従事する」場所の決定に影響しないものとする。)

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社に支配権の異動があった場合には、その時点で有する全ての新株予約権を行使することができる。「支配権の異動があった場合」とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

①第三者が当社の発行済普通株式又は総議決権の 50%以上を取得した場合。ただし、以下の場合を除く。

(a) 当社からの直接の取得

(b) 当社による取得

(c) 当社又は当社が支配する法人が出資又は管理する従業員持株会(若しくは信託を活用した従業員持株制度における受託者)による取得

(d) 下記(4)の①、②及び③に該当する組織再編行為による取得

②平成 23 年 3 月 11 日時点における当社の取締役会を構成する取締役(以下、「本在任取締役」という。)が取締役会の過半数を構成しなくなった場合。ただし、平成 23 年 3 月 11 日より後に取締役となった者で、その者を取締役候補者として株主総会に提案すること又はその者の選任が本在任取締役の少なくとも過半数により承認された者は、本在任取締役とみなすものとするが、当初の選任が取締役の選解任をめぐる争奪戦(そのおそれがあった場合を含む。)又は取締役会以外の第三者による委任状勧誘もしくは同意の勧誘の結果として行われた取締役は本在任取締役とはみなされない。

(4) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社を当事者とする合併契約承認の議案、分割契約若しくは分割計画承認の議案又は株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、その時点で有する全ての新株予約権を行使することができる(なお、以上の組織再編行為を総称して以下、「事業統合」という。)。ただし、以下のすべてに該当する場合はこの限りではない。

①かかる事業統合の効力発生日直前に当社の発行済普通株式及び議決権を所有していた全ての者又は実質的に全ての者が、効力発生日後において、事業統合の結果として生ずる会社(かかる事業統合の結果、一社以上の子会社を通じて当社を支配する会社を含むが、これに限らない。)(当社が分割会社となる会社分割を行う場合、及び当社が完全親会社となる株式交換を行う場合には、事業統合の結果として生ずる会社とは、当社を指すものとする。以下同じ。)の発行済普通株式及び取締役選任に関して通常行使することができる発行済株式の議決権のそれぞれ 60%超を引き直接的又は間接的に、実質的に同比率で所有(間接的所有を含む。)することが予定されている場合

②いかなる第三者(当社又は事業統合の結果として生ずる会社の従業員持株会(若しくは信託を活用した従業員持株制度における受託者)を除く。)も、かかる事業統合の結果として生ずる会社のその時点における発行済普通株式又は総議決権の 50%以上を、直接的又は間接的に所有しないことが予定される場合。ただし、事業統合前から上記を満たす株式保有関係が継続することが予定される場合はこの限りではない。

③事業統合の結果として生ずる会社の取締役会構成員の少なくとも過半数が、かかる事業統合に関する契約締結時又はかかる事業統合を決定する当社取締役会の決議時若しくは代表執行役の決定時において、本在任取締役により構成されることが予定されている場合。

(5) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社が実質的にすべての資産の売却又は処分を行った場合には、その時点で有する全ての新株予約権を行使することができる。ただし、売却又は処分の相手方が、以下のすべてに該当する法人である場合はこの限りではない。

①かかる売却又は処分の直前に当社の発行済普通株式及び議決権のそれぞれを所有していた全ての者又は実質的に全ての者が、かかる売却又は処分後において、当該法人の発行済普通株式及び取締役選任に関して通常行使することができる発行済株式の議決権のそれぞれ 60%超を実質的に、直接的又は間接的に同比率で所有(間接所有を含む。)している場合

②いかなる第三者(当社又はかかる売却若しくは処分の相手会社の従業員持株会(若しくは信託を活用した従業員持株制度における受託者)を除く。)も、かかる当該法人のその時点における発行済普通株式又は取締役選任に関して通常行使することができる発行済株式の議決権のいずれについても、その 50%以上を直接的又は間接的に所有していない場合。ただし、当該売却又は処分の前から上記 50%以上の株式保有関係があった場合はこの限りではない。

③当該売却又は処分の相手方となる法人の取締役会構成員の少なくとも過半数が、かかる資産の売却若しくは処分に関する契約締結時又はかかる資産の売却若しくは処分を決定する当社取締役会の決議時若しくは代表執行役の決定時において、本在任取締役から構成されることが予定されている場合又は当社取締役会により選任若しくは指名された者である場合。

(6) 上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当を受けた者は、当社に清算の開始原因に該当する事由が生じた場合には、その時点で有する全ての新株予約権を行使することができる。

## 8. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 9. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 10. 募集新株予約権の取得条項

- (1) 以下の①、②、③又は④の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日(以下、「本取得日」という。)に、(i)本取得日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の終値の平均値(1 円未満の端数は切り上げる。)から(ii)行使価額を控除して得た額(零未満である場合にあっては、零)をもって、募集新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ③当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ④募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (2) 新株予約権の割当を受けた者が、上記 7. の規定により、募集新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で行使できなくなった募集新株予約権を取得することができる。

## 11. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 4. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 6. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 8. に準じて決定する。

### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

### (8) 新株予約権の取得条項

上記 10. に準じて決定する。

## 12. 募集新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

13. 募集新株予約権の払込金額

募集新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

14. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 23 年 9 月 1 日

15. 募集新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる募集新株予約権の数

当社海外子会社の役員等 6 名に 6,250 個を割り当てる。

以 上